

特措法においては、対策を迅速に実施するとの観点から、都道府県における対策の総合調整や、感染防止のための協力要請、物資の確保等の国民生活・国民経済の安定に関する措置などについて、広域自治体である都道府県に一元化して実施することとしている。

一方、感染症法においては、都道府県が実施する事務の多くを保健所設置市も担うこととされている。



○ 平時においては、以下のような方策を講じることが重要ではないか。

- ・ 都道府県行動計画を作成する際に、他の地方公共団体と関係がある事項を定めるときは、他の地方公共団体の長の意見を聴く(法第7条第3項)など、特措法に定められる連携方策を確実に実施すること。(例えば、感染症法に基づく入院措置に関する事務は、保健所設置市が実施主体となっているため、当該事項に関して、事前に保健所設置市と調整する必要。)

また、都道府県行動計画の案の作成の際、あらかじめ学識経験者の意見を聴く(法第7条第8項)ための場を設けるに当たって、市町村の代表者に参加いただくなど、特措法上の連携方策以外にも都道府県と県内の自治体が連携して対策を講じるための方策もある。

- ・ 県内の自治体も含めた他の地方公共団体と共同での訓練の実施に努めること(法第12条第1項)。

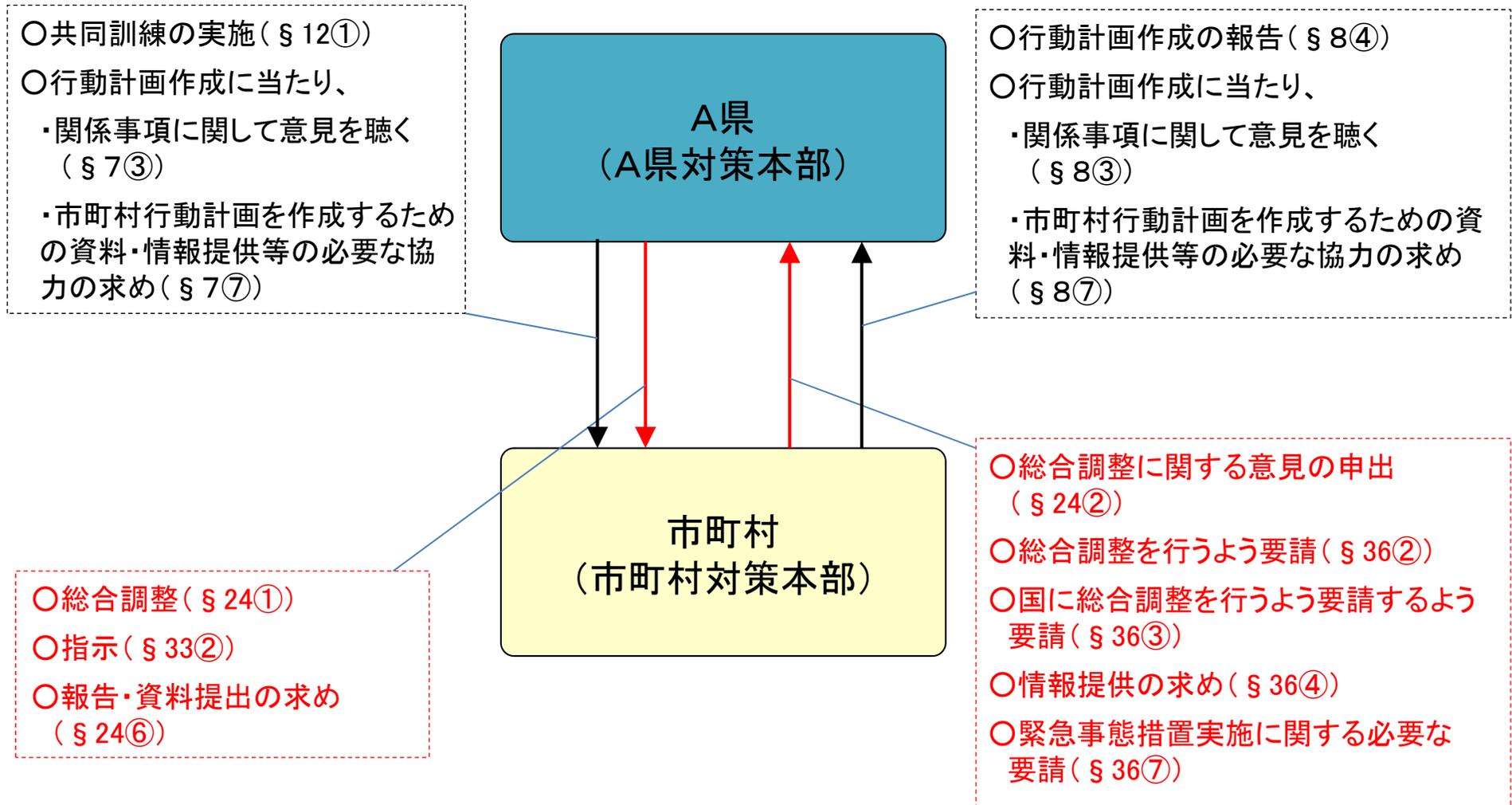
(参考) 感染症法に基づき、都道府県に代わり保健所設置市が処理する主な事務

○ 感染症法において、入院措置、消毒の指示など、以下の措置に関する事務について、保健所を設置する市又は特別区が処理することとされている。

感染症法 根拠条文	措置
§ 12	医師の届出
§ 13	獣医師の届出
§ 14	感染症の発生の状況及び動向の把握(指定届出機関の指定を除く)
§ 15	感染症の発生の状況、動向及び原因の調査
§ 15条の2	検疫所長との連携
§ 16	情報の公表
§ 16条の2	協力の要請
§ 17	健康診断
§ 18	就業制限
§ 19	入院
§ 20	移送
§ 27	感染症の病原体に汚染された場所の消毒等
§ 44条の3	感染を防止するための協力
§ 44条の4	建物に係る措置等の規定の準用
§ 44条の5	新型インフルエンザ等感染症に係る経過の報告

(参考) 特措法における都道府県と市町村の主な連携方策

黒字: 平時 赤字: 発生時



(参考) 新型インフルエンザ等発生時の流れと主な措置について

厚生労働大臣の新型インフルエンザ等の発生の公表

※ WHOがフェーズ4を宣言

政府対策本部の設置【15条】

- ①基本的対処方針の作成【18条】
- ②特定接種(登録事業者(医療関係者、社会機能維持事業者)の従業員等に対する予防接種)の実施【28条】
- ③海外発生時の水際対策の的確な実施【29、30条】
- ④現地対策本部の設置(必要に応じて)【16条】

都道府県対策本部の設置【22条】

- ①特定接種の実施への協力【28条】
- ②医師等への医療従事の要請・指示等【31条】

<市町村>

【任意に対策本部設置可】

※法律に基づく対策本部ではない

- ①特定接種の実施への協力【28条】

新型インフルエンザ等緊急事態宣言(国)【31条】

<国>

- ⑤まん延の防止に関する措置
 - ・住民に対する予防接種の実施指示【46条】
- ⑥国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示
 - ・特定物資の売渡しの要請・収用

- ③まん延の防止に関する措置
 - ・学校等の施設や興行場、催物の制限等の要請・指示【45条】
- ④予防接種の実施への協力【46条】
- ⑤医療等の提供体制の確保に関する措置
 - ・病院や、医薬品販売業者等である指定(地方)公共機関における診療、薬品等の販売【47条】
 - ・臨時の医療施設の開設、土地等の使用【48条、49条】
- ⑥国民生活及び国民経済の安定に関する措置
 - ・ワクチンや抗インフルエンザウイルス薬等の緊急物資の運送要請・指示【54条】
 - ・特定物資の売渡しの要請・収用【55条】
- ⑦緊急時の埋葬・火葬【56条】

市町村対策本部の設置【34条】

- ②予防接種の実施
 - ・住民に対する予防接種【46条】

新型インフルエンザ等緊急事態措置

国民の大部分が当該感染症に対する免疫を獲得したこと等により当該疾病が新型インフルエンザ等感染症と認められなくなった旨が公表された場合、本部廃止【21条、25条】

緊急事態宣言が解除された場合、本部廃止【37条(25条準用)】

(参考) 国及び地方公共団体の行動計画について【法第6～8条】

国として整合性ある対策の実施を確保するよう、国・地方公共団体は、行動計画を作成・公表

	国	都道府県	市町村
行動計画に規定する主な事項	対策の実施に関する基本的な方針	対策の総合的な推進に関する事項	対策の総合的な推進に関する事項
	国が実施する措置に関する事項 ・新型インフルエンザ等及び新型インフルエンザに変異するおそれが高い動物のインフルエンザの海外及び国内における発生の状況、動向及び原因の情報収集 ・新型インフルエンザ等に関する情報の地方公共団体、指定公共機関、事業者及び国民への適切な方法による提供 ・国内初発の場合における現地対策本部による対策の総合的な推進 ・検疫、登録事業者の従業員等に対する特定接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 ・医療の提供体制の確保のための総合調整 ・生活関連物資の価格の安定のための措置その他の国民生活及び国民経済の安定に関する措置	都道府県が実施する措置に関する事項 ・新型インフルエンザ等の発生の状況、動向及び原因の情報収集並びに調査 ・新型インフルエンザ等に関する情報の市町村、指定地方公共機関、医療機関、事業者及び住民への適切な方法による提供 ・感染を防止するための協力の要請その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 ・医療従事者の確保その他の医療の提供体制の確保に関する措置 ・物資の売渡しの要請その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置 ・その他必要と認めるもの	市町村が実施する措置に関する事項 ・新型インフルエンザ等に関する情報の事業者及び住民への適切な方法による提供 ・住民に対する予防接種の実施その他の新型インフルエンザ等のまん延の防止に関する措置 ・生活環境の保全その他の住民の生活及び地域経済の安定に関する措置 ・その他必要と認めるもの
	登録事業者の従業員等に対する特定接種に係る登録の基準に関する事項		
	都道府県行動計画及び指定公共機関業務計画を作成する際の基準となるべき事項	市町村行動計画及び指定地方公共機関業務計画を作成する際の基準となるべき事項	
	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項	新型インフルエンザ等対策を実施するための体制に関する事項
地方公共団体やその他の関係機関相互の広域的な連携協力の確保に関する事項	他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項	他の地方公共団体その他の関係機関との連携に関する事項	
手続	・閣議 ・国会報告	・必要がある場合、他の地方公共団体へ意見聴取 ・内閣総理大臣に報告、必要な場合は助言・勧告	・必要がある場合、他の地方公共団体へ意見聴取 ・都道府県知事に報告、必要な場合は助言・勧告

(参考) 新型インフルエンザ等対策の実施に係る体制について

- 国として整合性ある対策を効果的に実施するため、国及び地方公共団体に対策本部を設置
- 国及び都道府県は新型インフルエンザ等の発生時に設置【都道府県は、政府対策本部設置以前の任意設置可（法律に基づく対策本部ではない）。政府対策本部設置後は、海外発生期（国内未発生）でも47都道府県で設置】
- 市町村は緊急事態宣言以降に設置【それ以前の時点での任意設置可（法律に基づく対策本部ではない）。宣言以降は、緊急事態措置を実施すべき区域に入っていない市町村も、事前準備・対策推進のために設置】

